

基本方針の策定に係る基本的な考え方

1. 根拠

- 労働施策基本方針（仮称）（以下、「基本方針」という。）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）（以下、「労働施策総合推進法」という。）第10条第1項に基づき、労働施策の総合的な推進に関する「基本方針」として、閣議決定の上で定めるもの。

2. 策定の方針

- 基本方針については、働き方改革の意義に加えて、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に規定されている施策を中心としつつ、労働施策の基本的事項、その他重要事項等を盛り込むこととする。
- 労働施策総合推進法第10条第2項に沿って、章立てを行い、第2章は、厚生労働省が所管する労働施策、第3章は、他省庁が所管する働き方改革に関する重要事項を中心に盛り込むこととする。
- 基本方針の第2章は、働き方改革における重要事項を中心に項立てを行い、労働施策総合推進法第4条第1項各号に掲げられている事項及びその他重要事項について項を立てることとする。

※ 基本方針の作成及び変更に関することは、労働施策基本方針部会の所掌事務とする。